

第24期 軽井沢町農業委員会 第2回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第2回総会を始めたいと思います。開会にあたりまして、会長よりあいさつをお願いします。</p>
市村初仁会長	<p>皆様、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。第24期農業委員会は第1回総会が7月20日に開催され、スタートしているわけではございますが、1回目は新型コロナウイルスの影響により、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一同に介することができなかった為、本日の第2回総会が初顔合わせとなりました。農業委員は町議会同意の上、町長からの任命、農地利用最適化推進委員については、農業委員会からの委嘱で令和2年7月19日から令和5年7月20日までの3年間でございますことをご承知ください。</p> <p>農業委員と推進委員は共に地域のリーダーとして期待されており、日頃から農地確認などの活発な現場活動を通じて、遊休農地解消のために、農地所有者と地域の担い手、新規参入者とのマッチングを行っていただき、農地の有効活用実現が委員には求められております。</p> <p>これらの「農地利用の最適化」を推進していく活動を続けていくことが大切であり、最適化推進活動の具体的な取り組みとして農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等につきましてもご協力をお願いいたします。</p> <p>総会時においては、議決権は農業委員のみに付与されてはおりますが、農地利用最適化推進委員を含めた全ての委員の皆様より、個々の議案、案件等に対しまして忌憚のないご意見を賜りますことが軽井沢町農業委員会の活性化へと発展するものと考えております。最後に3年間の任期ではございますが、第24期農業委員会の活動を皆様と共に推進していく所存でございますので、委員各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、簡略ではございますが第24期の会長挨拶とさせていただきます。</p> <p>後ほど、農協関係、農業農村支援センター関係、町の農政関係について各々よろしく願いいたします。それでは第24期軽井沢町農業委員会第2回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしく願いします。</p>

市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	農業委員総数14名中、14名(全員)の出席と農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席です。井出千恵子推進委員は欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。
市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号2番の依田美和子委員と議席番号9番の小宮山忠市委員の2名をお願いします。
市村初仁議長	次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第1ページの7月17日から8月28日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>7月17日(金)に第23期軽井沢町農業委員会第37回総会を開催しました。</p> <p>7月20日(月)に第24期軽井沢町農業委員会委員任命式及び第1回総会を開催しました。</p> <p>8月4日(火)に佐久農業委員会協議会臨時総会が開催され会長が出席しました。</p> <p>17日(月)に町農業委員会8月役員会を開催いたしました。</p> <p>18日(火)に町自然保護審議会が開催され農政部長が出席いたしました。</p> <p>25日(火)に新任委員研修会を開催しました。</p> <p>27日(月)に町議会定例会9月会議に会長が出席しました。</p> <p>続いて2ページの(2)土地処分結果の①許可分ですが、2件ございまして、農地法第__条で、__地区の、__さん、について、__年__月__日付長野県指令__第__号の__、__で許可となっております。もう一件が__地区の、__さん、について、__年__月__日付長野県指令__第__号の__、__で許可となっております。②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>(5)法務局・裁判所・税務署による農地等の現況照会につきましては、__からの照会で、__地区で1件ございまして事務局で現地を確認し回答をいたしました。事業報告は以上でございます。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はありませんか。はい、堀川推進委員。

委 員	推進委員の堀川ですが、事業報告の中で依田農政部長が自然保護審議会に出席されたとのことですが、会議内容について教えてください。
市村初仁議長	依田農政部長お願いします。
依田農政部長	自然保護審議会の内容についてですが、軽井沢町の自然を保護していくためにどういう対策をしたら良いかという話し合いがされる場所でございます。観光客に対しても軽井沢町の自然を守っていくことを伝えていくことも会議の趣旨としてございます。農業委員が出席する意義としては農地を転用することは自然減少にも直結してしまうので、農地を残すことと自然を守ることは共通していることから、委員が出席することはとても大切なことだと思います。
市村初仁議長	はい、堀川委員
委 員	自然保護の観点と似ていると思うのですが、自分は県の鳥獣保護委員をやっているのですが、そのことで感じるのですが、去年と今年、とても熊の出没が多いということです。今年状況を申し上げますと、私の畠だけで13頭がかかっています。軽井沢全体で40頭の熊が捕獲されています。捕獲箇所については町内全体に及んでいまして、大日向地区は農作業で通る道で捕獲されたりとか、そういうことがありますので、農家の方はとても危険だと思いますので、町のほうから熊の出没情報について農家の方に携帯とかスマホに教えてあげることができたらとても良いと考えていますので是非お願いしたいです。
青木事務局長	町においても熊に関しての情報はメール配信を行っておりますので、メールアドレスをご登録の上、ご利用ください。また熊が出た地区に限定して配信が行えるかどうかは担当課である、環境課に確認してみないと分かりませんが、配布しております資料の中で「軽井沢町農業委員会委員の各種団体就任状況一覧表」を確認いただきたいのですが、表中に記載がございます「軽井沢町有害鳥獣被害予防対策協議会」の会議に会長が出席することとなっておりますので、農業委員会から出た意見を集約して会長が担当課にお伝えすることは可能でございますので、熊関係につきましても委員の皆様ご意見等があれば、反映させていきたいと考えております。
市村初仁議長	他に事業報告について何かございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。 次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題

<p>青木事務局長</p>	<p>にします。 事務局より説明願います。</p> <p>議案第1号について説明をいたします。次第5ページ、補足資料1ページから6ページ、をお願いします。_____地区でございます。</p> <p>権利設定の内容は、賃貸借契約による転用になります。</p> <p>借受人は、____、____、____、に住所のある、____さんです。 貸付人は、____、____、に住所のある、____さんです。申請の所在地は、____、____、____で、地目は、__で、面積は、____㎡です。場所でございますが、補足資料2ページに位置図がございますが、_____になります。_____ほど____に進んだ箇所に位置しております。転用の目的ですが、借受人である_____は____を____していますが、現在、_____として_____より____していますが、その____が終了する為、その代替として、_____を____し、____したいというものです。町の農地区分は_____で、用途地域は_____でございます。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____で、_____となっております。資金の調達方法ですが_____で_____の_____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から_____年____月____日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みについては、該当しません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、該当しません。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号について担当委員より説明願います。依田美和子委員をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>議席番号2番依田が議案第1号について説明します。先日、8月22日に私と、井出推進委員、_____と現地確認を行いました。場所につきましては先ほどの説明の通りでございますが、農協通りにあります_____になります。申請の経緯でございますが、_____ですが、_____、_____が、そこも_____にな</p>

	<p>ってしまって、_____のでそれなら_____である_____が_____について_____をいただいたので、_____として_____することに至りました。申請箇所は_____もされておらず、定期的に_____されていて、_____されている状況でした。この隣で_____は_____を_____いました。近隣者では畑や田を営農している方はいないので、支障はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第1号につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>全員挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号を原案どおり可決いたしました。 よって、議案第1号は、許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。 事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号について説明をいたします。 議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。 次第6頁、補足資料は、7頁から13頁をお願いします。 軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。 9月の公告分でございますが、再設定が、0件、新規が2件、5筆、面積は、11,356㎡、内訳は、田が5,688㎡、畑が5,668㎡です。中間管理が4件、6筆、面積が9,778㎡、内訳は、畑です。合計で、6件、11筆、面積は、21,134㎡で、内訳は、田が5,688㎡、畑が15,446㎡です。 集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。</p>

	<p>議案第 2 号については、農業委員会に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に当りますので、私が、一時退席となります。</p> <p>なお、私が退席している間の議事進行は会長代理が務めます。</p> <p>暫時休憩といたします。</p> <p>(市村議長退席)</p>
土屋史彦会長代理	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。議長が退席している間、会長代理である私が議長の代理を務めます。それでは議事参与の制限について事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。</p>
土屋史彦会長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 2 号、軽井沢町 農用地利用 集積計画の 9 月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
土屋史彦会長代理	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第 2 号軽井沢町農用地利用集積計画 9 月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。市村初仁委員の復席を認めます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(市村議長復席)</p>
土屋史彦会長代理	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>市村初仁委員に申し上げます。</p> <p>農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。</p> <p>なお、市村初仁議長の復席に伴い、議長役を降ろさせていただき、議事進行を市村議長にお戻しします。</p>
市村初仁議長	<p>次に報告第 1 号「各種名簿の配布」についてでございます。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>次第 6 ページから 1 2 ページをお願いいたします。第 1 回の総会時においてもご報告いたしましたが、2 4 期分の割り振りをさせていただきましたので、委員名簿、議事録署名、専門部委員構成、委員緊急連絡網、農業委員不在地区業務の割り振り分、各種団体就任状況一覧を配布いたします。</p>

市村初仁議長	報告事項ではありますが、何かございますでしょうか。はい、儘田推進委員
委員	推進委員の儘田です。各種団体就任状況一覧表ですが、番号1、「軽井沢町農業再生協議会」、番号2、「軽井沢町営農支援センター」は委員全員となっていますが、これは推進委員も含まれるということよろしいでしょうか。
青木事務局長	含まれます。
市村初仁議長	はい、儘田委員
委員	推進委員も含まれることを記載してもらいたいことを要望します。
市村初仁議長	基本的には農業委員、推進委員が分け隔てがございませんので記載しなくてもよいのではないかと考えております。 他にございますか。
委員	なし
市村初仁議長	ないようですので、次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA佐久浅間関係について、土屋会長代理よりお願いします。
土屋史彦会長代理	それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。8月20日現在の状況でございますが、キャベツ130,210ケース出荷、単価は1,330円、金額は173,337,470円でございます。前年対比として数量が80%、単価151%、金額121%でございます。続いてレタス(10キログラム)66,910ケース出荷、単価は1,370円、金額は92,095,250円でございます。前年対比として数量が79%、単価113%、金額90%でございます。続いてレタス(5キログラム)503ケース出荷、単価は953円、金額は479,500円でございます。前年対比として数量が25%、単価125%、金額45%でございます。白菜(12キログラム)5,235ケース出荷、単価は883円、金額は4,361,950円でございます。前年対比として数量が36%、単価125%、金額45%でございます。白菜(15キログラム)1,388ケース出荷、単価は1,618円、金額は2,245,400円でございます。前年対比として数量が89%、単価153%、金額136%でございます。合計でございますが、265,742ケース出荷、単価は1,232円、金額は327,379,520円でございます。前年対比として数量が78%、単価132%、金額103%でございます。それと、現在農協で役員会を開いている最中でございますが、通常だとこの時期に各市場を呼んで査定会が開催している状況ではありますが、コロナの関係で行えておりません。主に東京、大阪方面となりますが、呼べていないので、長野県独自で9月14日に県内のみを対象

	<p>として査定会を実施する議題が上がっております。この後私も農協に寄って、確認をいたします。そのような状況ですが以上です</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。JA 佐久浅間（農協）関係で何かお聞きしたい点がございませうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に（２）の農業農村支援センター関係で戸谷課長補佐よりお願いします。</p>
戸谷課長補佐	<p>ご苦勞様です。私のほうからは農作業中の落雷事故について周知させていただきまう。8月23日付けの文書となっておりまう。新聞報道等でご存じだとは思いますが、8月22日の午後5時頃落雷があつて、作業をしていた外国人の男女1名ずつの計2名が被害にあいました。現在警察の捜査中で詳細な部分は分かりませんが、外国籍の30代の方でございませう。場所は浅間サンライン沿いの下になりますが、小諸市の柏木地籍となります。雷の音がする、聞こえるということは既に落雷の射程範囲内にいる状況でございませうので、避難することが必要となります。落雷は高いものに落ちるのですが、そうではないこともあひまう。ゴルフ場の場合ですと、逃げる場所がないということで樹木の下に逃げるケースが多いのですが、樹木から4m離れて、45度を見上げる範囲以内でしゃがんでつま先立ちをすることが良いみたいでう。雷の回数が尋常ではないので、緊急避難時は車に避難することが一番安全なことから、窓を閉めて逃げていただければよろしいかと思ひまう。ただしオープンカーは駄目なことをご承知ください。それと9月は農作業事故防止の強調月間です。これまで雷の事故による死者を含めて10名の方がお亡くなりになつていまう。特に朝方や夕方の疲れが出てくるような時にトラクターを使用してでの事故等が発生しておひまうので、最後の農作業の追い込み時期でもあひまうので十分気をつけていただきくことを申し上げます。私からは以上でございませう。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。何かお聞きしたい点がございませうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に進みます。（3）の農政関係はございませうので、（4）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願ひまう。</p>
青木事務局長	<p>次第の13ページをお願いします。 ア 令和2年度軽井沢町農業委員会視察研修について</p>

	<p>11月19日(木)から11月20日(金)の1泊2日で実施予定でございます。</p> <p>場所は静岡県牧之原市でございまして、JA ハイナンのハイナン農協吉田支店へ依頼しましてレタスの露地栽培を視察する予定でございます。日程は別紙をご覧ください。視察に伴う費用は一人、5万円程度でございます。その内委員一人に2万円程度の旅費が支給されるので、残りの部分は自己負担となりますことをご承知ください。コロナの状況にもよりますが現在の段階では実施する方向でございます。外出自粛などの措置が講じられるようであれば最終的には10月までに中止の検討もしますが、視察の手配を行う農協観光への依頼もある為、現時点ではありますが委員の出欠確認が必要となりますので9月総会時までに事務局へご報告をお願いいたします。続いて、令和2年度農地パトロール(利用状況調査)についてでございますが、こちらにつきましては事務局の加瀬よりご説明申し上げます。</p>
<p>事務局(加瀬主査)</p>	<p>農地パトロールについてですが、新任の委員には25日の研修会時にはご説明いたしました。農地パトロールは農業委員会のメイン活動の一つになります。委員には農地台帳を配布したのですが、その中で7ページをお開きください。リストに載っている箇所は全ての調査結果を記載していただくこととなります。</p> <p>分類としては耕作されている農地や耕作はされていないが草刈り等の保全管理が実施されている農地を記載してもらい、荒れている農地についてはマーカーが引いてありますが、再生利用が可能な農地については、A分類、山林化して農地としての使用ができない箇所についてはB分類として記載をしてください。提出の時期については11月10日くらいまでをお願いいたします</p> <p>ご不明な点などがありましたら、事務局へお問い合わせください。対応させていただきます。以上でございます。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>次にウ、当面の会議・行事日程等を申し上げます。</p> <p>○農業委員会9月役員会</p> <p>9月16日(水)13時30分から 役場2階 第8会議室</p>

- 令和2年度農業者年金加入推進特別研修会(会長)
9月18日(金)13時から 松本市「JA中信会館601・602号会議室」
- 第24期軽井沢町農業委員会第3回総会
9月25日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室
- 農業委員会10月役員会
10月16日(金)13時30分から 役場2階 第6会議室
- 第24期軽井沢町農業委員会第4回総会
10月26日(月)13時30分から 役場2階 第3・4会議室
- 第5回長野県農業委員会大会(委員全員)
11月11日(水)13時から 松本市「キッセイ文化ホール」
(貸切バス移動:町役場8時30分集合予定)
(終了後:軽井沢到着後に有志による懇親会予定)

次に、エ、の配布資料等についてですが、4月1日現在の全国農業新聞普及一覧です、情報事業の推進活動について引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、農業者年金加入推進ニュースです。こちらも引き続き、加入推進活動をよろしくお願いいたします。

なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に農業者年金制度についてですが、令和4年度から農業者年金制度が変更となることをお知らせします。受給と加入についてそれぞれ変更となりますが、まず受給については現在、原則は65歳になったときから年金を受給できるとの規定ではございましたが、それが令和4年4月からは、65歳以上75歳未満の間で受給開始時期を選択することができるようになります。ただし、この受給期間内を選択されなかった方は75歳に達したときからの支給となります。改正前の繰上60歳以上から65歳未満までの繰り上げ受給の規定は改正後も存続となります。続いて加入に関しては、令和4年5月からの改正となりますが、改正前の加入可能年齢は60歳まででございましたが、国民年金の保険料納付済期間の40年間を満たしていない60歳以上65歳未満の方については、その期間内で任意に加入することができるようになりますので、農業者年金もそれに合わせ、65

歳まで、加入する年齢を引き上げるものでございます。60歳になった時点で既に農業者年金に加入されていた方は自動的に被保険者資格は喪失となりますので、60歳以降引き続き加入する場合は、手続きが必要となります。また農業者年金に加入すると、国民年金の付加年金の保険料を納付する義務も発生しますことをご承知ください。制度改正の通知等がこちらへ届きましたら、その都度皆様へ周知をさせていただきます。

続いて新型コロナウイルス感染症関連でございますが、農業経営者への家賃支給金のお知らせについてでございます。本件につきましては新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、売り上げ高が減少した事業者が対象となります。農地等の賃貸借は、他産業の事業者による土地・建物の賃貸借に比べて契約件数が多いと想定されることや、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の作成・公告等といった農地制度に特有の手続きがあること等を踏まえ、農業者向けに別紙をご案内させていただくものでございます。内容といたしましては、令和2年5月から12月の売上高の内、いずれかの月の売上高が前年同月比の50%以上減少若しくは連続する3ヶ月について前年の同じ期間に比べて30%以上減少のいずれかになっていれば対象となります。農業者、農業法人が広く対象となっており、申請時の直近に支払った農地を含む土地や建物の支払い賃料（月額）の合計に基づき算出される給付額（月額）の6か月分が支給されます。個人、法人等の支給要件もご確認の上、当給付金事業に該当し、申請を行う場合は令和3年1月15日までにご案内に記載してございますWEB上にて申請をお願いいたします。なお、申請に関してのサポートについては佐久・小諸の商工会議所が担当となりますことを申し添えいたします。

次に熱中症予防行動についてでございますが、前回の総会時にも同様のチラシについて周知をさせていただいたところではございますが、梅雨が明けてからも連日、まだ30度近くの暑い日が続いておりますので、引き続き熱中症予防には気をつけていただきたい観点から再度、別紙内容について周知するものでござい

	<p>す。次に農作業中の落雷事故対策についてでございますが、先日、小諸市で農作業中の外国人の方が落雷により死亡する事案が発生しました。</p> <p>県より今後も急な天候不良により落雷も発生する可能性もあることから、農作業中の注意事項等について別紙をご案内させていただきますのでご確認の程お願いいたします。</p> <p>配布資料等は以上でございます。</p>
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	その他全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第2回総会を閉会といたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p> <p>(閉会：15時35分)</p>